

# 空き家をしっかり管理しましょう

問合せ／市生活安全課(☎224-1113)

空き家を所有することになる要因として最も多いのは、相続による取得です。今は空き家と無関係であっても、将来的に所有することになる可能性がある方も多く、市民の皆さんにとって身近な問題です。

空き家を管理せずに放置すると、さまざまな問題が起こるおそれがあります。屋根や外壁の一部が飛散したり、塀や樹木が倒れたりして、他人がケガをした場合、空き家を所有する方の責任となり、損害賠償を求められることもあります。このような問題を未然に防ぐため、定期的に状況を確認することが大切です。破損しているところの修繕、草木の刈取りなどを行いましょ

う。

また、空き家を今後使用する予定がないときは、建物の売却・賃貸や、解体・跡地の利活用などを検討しましょう。



## .....こんなときは次の相談先・申請先へ.....

❑ 建物の修繕をしたいときは、どこに相談したらいいの？

### A 茨城県建築士会

電話番号／305-0329  
受付期日／月～金曜日(祝日を除く)  
受付時間／9:00～12:00、13:00～17:00

❑ 樹木の伐採や雑草の刈取りを依頼したい。

A 市内の業者や市シルバー人材センターなどで対応しています。

### 市シルバー人材センター

電話番号／303-7272  
受付期日／月～金曜日(祝日を除く)  
受付時間／8:30～17:15

❑ 建物の売却・賃貸を考えている。どこに頼めばいいの？

### A 茨城県宅地建物取引業協会

電話番号／225-5300  
受付期日／月～金曜日(祝日を除く)  
受付時間／9:00～12:00、13:00～17:00

### A 全日本不動産協会茨城県本部

電話番号／244-2417  
受付期日／月～金曜日(祝日を除く)  
受付時間／9:30～12:15、13:15～16:00

❑ 建物の解体を安心して任せることができる業者を紹介してほしい。

### A 茨城県解体工事業協同組合

電話番号／240-1917  
受付期日／月～金曜日(祝日を除く)  
受付時間／9:00～17:00

❑ 相続がまとまらないため、空き家の管理ができず困っている。どこに相談したらいいの？

### A 茨城県弁護士会

電話番号／221-3501  
受付期日／月～金曜日(祝日を除く)  
受付時間／9:00～12:00、13:00～17:00

### A 茨城県司法書士会

電話番号／225-0111  
受付期日／月～金曜日(祝日を除く)  
受付時間／9:00～12:00、13:00～17:00

❑ 所有者の確認や登記手続きの申請は、どこでできるの？

### A 水戸地方法務局

電話番号／227-9922  
受付期日／月～金曜日(祝日を除く)  
受付時間／9:00～12:00、13:00～16:30  
場所／水戸法務総合庁舎(北見町)  
※分からないことがあれば、まずは電話でお問合せください。

❑ 昔からある家で、土地の境界が確定しておらず困っている。どこに相談したらいいの？

### A 茨城土地家屋調査士会

電話番号／259-7400  
受付期日／月～金曜日(祝日を除く)  
受付時間／9:00～12:00、13:00～17:00

※そのほか、空き家に関して分からないことや気になることがあれば、市生活安全課(☎224-1113)へお問合せください。